

<<基本方針 2・5>>

江別市本庁舎建設基本計画 (案)



令和6年○月

江別市

目 次 (案)

第1章 基本計画策定の趣旨

- 1-1 背景と目的
- 1-2 基本計画策定の趣旨・位置付け
- 1-3 本庁舎等の課題

第2章 新庁舎建設に向けた考え方

- 2-1 基本理念
- 2-2 基本方針

第3章 新庁舎の機能

- 3-1 【方針1】 利用しやすく親しまれる庁舎

- 3-2 【方針2】 安全・安心な庁舎

…今回の資料

- 3-3 【方針3】 環境に配慮した庁舎

- 3-4 【方針4】 江別らしさをPRできる庁舎

- 3-5 【方針5】 働きやすく効率的な庁舎

…今回の資料

第4章 新庁舎の建築計画

- 4-1 新庁舎の規模
- 4-2 新庁舎の計画地
- 4-3 新庁舎の配置計画・フロア構成
- 4-4 構造計画
- 4-5 設備計画

第5章 事業計画

- 5-1 事業手法
- 5-2 事業スケジュール
- 5-3 概算事業費
- 5-4 想定する財源

※目次構成は、今後の検討により変更となる場合があります。

※本資料には、著作権法に定める検討の過程における利用等として、著作権者等の許諾を得ていない著作物等が一部に含まれている場合があります。そのため、この資料は検討資料としての使用のみに留めることを予定していますのでご了承ください。計画書のとりまとめにおいて、写真等の差し替えを行う場合がございます。

第3章 新庁舎の機能

3-2 【方針2】安全・安心な庁舎

(1)防災拠点機能

①耐震性の確保

- 国土交通省では、国家機関の建築物及びその附帯設備として必要な耐震性能を確保するため、「官庁施設の総合耐震計画基準」(平成 25 年 3 月 28 日国土交通省大臣官房)により、施設の性質に応じた建物の耐震安全性の目標を定めています。
- 市庁舎は、市民の安全・安心を守る防災拠点であり、災害対策本部の機能を担う重要な施設であることから、構造体の耐震安全性の目標及び建築非構造部材の性能目標を「Ⅰ類」、「A類」及び「甲類」とし、十分な機能を確保します。
- 災害時に職員の安全性の確保、迅速な災害対応が可能となるよう庁舎内の備品等は転倒防止や破損防止対策を行います。
- 構造方式については、構造体において最上位のⅠ類に設定することで耐震安全性は十分確保されていることから、他の道内自治体での採用事例も多く、コストバランスや工期などのメリットを考慮して耐震構造とします。

<耐震安全性の目標>

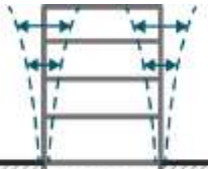
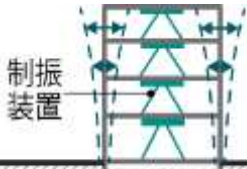

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。(重要度係数 1.5)
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られる。(重要度係数 1.25)
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られる。(重要度係数 1.0)
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行う上、又は、危険物の管理の上で支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と2次災害の防止が図られる。
建築設備	甲類	大地震動後、人命の安全確保及び2次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後、人命の安全確保及び2次災害の防止が図られる。

<耐震安全性の分類>

施設の用途	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造物部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達のための施設	指定行政機関の入居する施設 指定地方行政ブロック機関が入居する施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設	I類	A類	甲類
	指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	II類		
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	I類	A類	甲類
	上記以外の病院関係施設	II類		
避難所として位置づけられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で避難所として指定された施設	II類	A類	甲類
	放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	I類	A類	甲類
危険物を貯蔵又は使用する施設	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	II類	A類	甲類
多数の者が利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	II類	B類	甲類
その他	一般官公庁施設(上記以外のすべての官庁施設)	III類	B類	甲類

(国土交通省 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準)

<耐震・制震・免震構造の比較>

	耐震構造	制震構造	免震構造
イメージ			
特徴	建物の硬さと強さで地震に抵抗する	建物内に配置した制振部材(ダンパー)で地震エネルギーを吸収する 強風時の揺れを低減することも可能	積層ゴム(アイソレータ)で建物を浮かせ免震層を形成し、制振部材(ダンパー)で地震エネルギーを吸収する 強風時の揺れを低減することも可能
留意点	サーバー室や非常用発電機などの重要備品の転倒を防ぐため、一部床免震等を採用する必要有	制振装置が内部に現れ、柔軟な間取り変更が難しい 構造形式に制約が生じる(鉄骨造が望ましい)	基礎深さが通常より深くなり、掘削量が増える
工期	一般的な期間で施工が可能	耐震構造よりも工期が長い	耐震構造よりも工期が長い
建設時コスト	1.00(基準) コストと施工期間のバランスが良い	1.15~1.20 制振装置が高価でコストの面で劣る	1.15~1.20 免震装置が高価でコストの面で劣る
被災後の補修コスト	1.00(基準) 一部躯体の損傷が生じ補修費用が発生する	0.95~1.00 制振装置の交換が必要となり補修費用が発生する	0.90~0.95 大きな補修等が発生しない
申請	建築確認申請のみ	構造評定 3カ月 国土交通大臣認定 2カ月	構造評定 3カ月 国土交通大臣認定2カ月 (告示免震の場合は除く)
メリット	他の耐震形式に比べてコストが最も安く、申請期間を含めた工期が短い	免震構造に比べて被災後の補修コストが安い	大地震動においては、減衰の効果が大きい 垂直方向の地震については効果がないが、水平方向の地震動よりも弱いため問題ない
デメリット	I類でも大地震動後、構造躯体に大きな損傷はないが、天井や窓に損傷の可能性がある	変形が大きい場合に効果が大きい ため、超高層建物であれば効果が 高いが、低・中層では効果は低い 申請期間が長い	震度4までの地震であると、免震層が働きにくい 申請期間が長い

②活動拠点室、活動支援室の確保

- 建設地(江別高校跡地)は、浸水想定区域外のため、災害対策活動を進めるための活動拠点室(必要部署の執務室や会議室等)は市長室や防災担当に隣接した場所へ設置するほか、活動支援室(電気室や機械室、サーバー室等)は、維持管理しやすい場所に設置することとします。

③バックアップ設備

- 災害発生時において、災害対策本部の機能を維持するため、最低72時間以上の業務継続可能な非常用発電機を設置します。また、災害対策本部や災害時に活動する諸室の電源設備は一般電源

と系統を分け、優先して電力確保ができるようにします。

- 断水時に備え、災害時に上水道復旧までの雑用水を確保するため雨水等貯水槽の設置や、飲用水を確保するための受水槽、下水道が遮断した場合を想定し、一時的に汚水を貯留する汚水槽の設置を引き続き検討します。
- 非常時の断線に備え、ネットワーク回線においてバックアップを確保する計画とします。
- 電源や非常用発電設備の代替として、移動電源車などの仮設電源の導入を想定した回路構成を検討します。
- 長期の断水に備えて、給水車などによる建物外部から受水槽への水の補給が容易になるよう補給水ルートを検討します。

④災害対応設備

- 食料や飲料水等の備蓄や災害物資等を保管する防災備蓄庫を設置します。
- 庁舎内の市民利用スペースには、非常用コンセントや携帯電話・スマートフォンの充電ができる設備を設置します。
- 災害時には十分な衛生環境を確保できる屋外での臨時トイレが整備できる場所を確保します。
- 地震災害対策として、サーバー室床またはサーバーラックの免震化を引き続き検討します。
- サーバー室等の耐火区画を行います。
- 活動支援室の空調システムは、建物全体の空調システムの停止による影響を避けるため、建物全体とは別の個別空調方式とします。
- 災害時に限られた電力を有効に活用するため、廊下や階段、通路等も可能な限り自然採光に配慮します。

⑤災害時の機能転換

- 災害時は、待合ロビーや会議室等を機能転換し、円滑に災害時対応が可能となるよう平面計画とします。
- 災害時の対応を行う災害対策本部、災害時に必要な情報通信設備等を整備するとともに、防災部局の執務室と近接して配置します。

<災害時の対応(例)>

平時	災害時
庁議室	⇒ 災害対策本部
会議室	⇒ 物資集積所、応援職員執務室
議場	⇒ 応援職員執務室
待合ロビー	⇒ 一時待避所

<災害対策本部の例>



(北見市役所)

(2)防犯・セキュリティ機能

①セキュリティ対策

- 来庁者と職員の動線は分離し、行政情報や個人情報保護のため、適切なセキュリティレベルを設定した入退室管理を行い、執務時間内のほか執務時間外や休日開放時にもセキュリティに十分配慮した計画とします。
- 重要書類や電子データなど、市民のプライバシーに関する個人情報や法人情報について、徹底した管理が可能な計画とします。
- 庁舎の出入口付近や庁舎内の適切な場所に防犯カメラを設置するなど、防犯機能に優れた庁舎とします。
- システムサーバー室は、高度なセキュリティシステムを採用する計画とします。
- ICカード認証や生体認証などによる職員の入退室管理が可能な機能について引き続き検討します。

②閉庁時の利用

- 夜間や休日においても、市民の利用等が可能となるような動線計画、配置計画を引き続き検討します。

<セキュリティレベルの設定>

セキュリティイメージ	レベル1 開庁時間は誰でも利用可能	レベル2 職員及び職員が同席している時のみ利用可能	レベル3 職員のみ利用可能	レベル4 特定の職員のみ利用可能
対象諸室	エントランスホール 待合、トイレ 等	会議室、相談室 等	執務室、書庫、倉庫、ロッカー 等	機械室、サーバー室 等
職員	○	○	○	△ 特定職員
来庁者	○	△	×	×

3-5 【方針5】働きやすく効率的な庁舎

(1) 執務機能

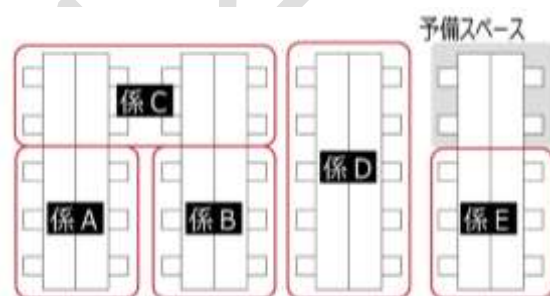
① 執務室

- 開放的で視認性の良い無柱空間のオープンフロアの執務スペースを基本とし、各課や職員間のコミュニケーションがとりやすい効率的、効果的な執務空間とします。
- 執務空間は、組織変更や人員増減の際にレイアウトを変えることなく柔軟に対応することができるユニバーサルレイアウト方式を基本とします。
- 執務室内に、打合せスペースを配置します。
- コピー機やプリンター等のOA機器はまとめて配置し、省スペース化を図ります。
- 職員の働きやすい執務環境に向けて、庁舎内の無線LANの整備等、業務の効率化を図るために引き続き検討を行います。

<執務空間のイメージ(ユニバーサルレイアウト)>



(横浜市役所)



- ・幅の長いユニバーサルレイアウト専用デスクを配置し、デスクの列の中で課や係を構成
- ・組織改編や係の人数の増減があった場合にもデスクや書棚のレイアウトは動かさず、組織の人数に応じて範囲を設定し、課や係を構成
- ・個人の所有物は、全て個人専用ワゴンに収納

② 文書管理

- 各部署の書類や図面等は保存年限に合わせて効率的に保管ができる書庫を計画するとともに、利用頻度の高い収納スペースを各フロアに計画し、業務の効率化を図ります。
- 文書はデータ化等によるペーパーレス化を推進し、庁舎内の什器を可能な限り減らします。
- 書庫は、集密書架などスペース効率の良い設備を導入します。

③会議室

- 適切な数と規模の会議室を設置し、可動間仕切りを採用することで、必要に応じて会議室の広さを調整できるようにします。
- 会議室の稼働状況を把握できるよう、内部の様子を視認しやすいガラス等の使用を引き続き検討します。
- 会議室内には、オンライン会議等に即座に対応できる情報通信設備機器を設置するとともに、画一的ではない会議室内部及び什器の設置を引き続き検討します。

<会議室(可動間仕切りで仕切ることが可能)>



(三原市役所)



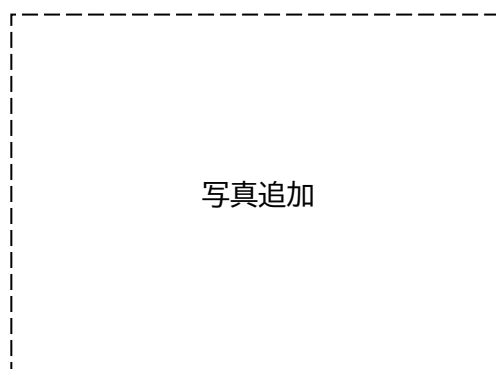
④労働安全衛生・福利厚生

- 質の高い市民サービスの提供のため、職員が健康で働きやすい環境を確保します。
- ロッカー室や休憩スペースなど福利厚生機能の諸室への動線は、来庁者動線と明確に分離します。
- 労働安全衛生法に基づき、職員が快適に勤務できるよう室温管理や照度設定を行うとともに、体調不良時に休養できる休養室や更衣室等を設置します。
- 職員が昼食や休憩、職員同士のコミュニケーションができる休憩スペースを設置します。
- 現場作業や災害対応を行う職員が使用可能なシャワー室の設置を引き続き検討します。

<休憩スペースのイメージ>



(宇部市役所)



⑤公用車の保管方法

- 公用車は屋外の駐車場だけでなく、必要に応じて車庫棟を整備するとともに、屋外で利用する資機材等を保管する適切な規模の屋外倉庫を整備します。

(2) 議会機能

① 議場形式

- 議員定数に応じた適切な規模の議場を整備します。車いすの利用や多目的利用を想定したフラット形式を基本とし、各議席は移動可能とします。
- 議長席の左右に、理事者席、議員席が向い合うように配置される対面配置型とします。
- 議会で議場が使用されていない時は、会議や式典など他の用途の利用を引き続き検討します。

<フラット形式・対面配置型の例>



(岩内町役場)



② 関連諸室の配置

- 議会機能の関連諸室として、正・副議長室、議員控室、委員会室、議会図書室、議会事務局、応接室、専用文書庫などの諸室は、適切な規模により整備します。
- 議員控室は、改選の都度、必要面積の変動に対応することができるよう、防音性やセキュリティに配慮した間仕切壁の設置を引き続き検討します。
- 市民に開かれた議会を目指し、議場や関連諸室の配置は議員や市民にとって利用しやすい動線となるよう計画します。

③ バリアフリー

- 議場や関連諸室はバリアフリー化し、車いす利用者にも対応する議席や演台の設置、議場のフラット化、傍聴席のバリアフリー化を推進します。
- 小さい子ども連れでも気兼ねなく傍聴できる防音に配慮された傍聴スペースの設置を引き続き検討します。
- 傍聴席には、補聴器や人工内耳器使用者への聞こえを補助するヒアリンググループの設置を引き続き検討します。
- 傍聴席出入口とエレベーターの位置は、移動距離が短くなるようバリアフリーに配慮した配置とします。

④ 情報発信

- 定例会など議会開催時は、庁内での生配信を行うとともに、ロビー等で視聴できるようにします。
- 議場の設備機器の調整を隣接する議会事務局内で効率的に操作できる配置レイアウトを引き続き検討します。